主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を精査して も同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年三月二九日

最高裁判所第一小法廷

		野	眞	裁判長裁判官
治	竹	田	澤	裁判官
	悠	藤	产	裁判官
	Ξ	松	岩	裁判官